

今年度、より充実した「子どもの就学支援策」～iDeCo等の利用で対象となることも

今年度から、子どもの就学支援施策の充実が図られています。まず、国が行う返還不要の「高等学校等就学支援金制度」をみていきます。

●私立高校の授業料実質無償化

この制度は2010年度に創設され、年収目安910万円未満という所得制限はありますが、公立私立を問わず、年間11万8800円（以下、すべて年額）の支援が行われています。

私立高校については、保護者の所得に応じて、29万7000円、23万7600円、17万8200円と3段階で加算されていました。しかし、2020年度の制度改正により、本年4月から、年収590万円未満（目安）の世帯は一律39万6000円の支給となりました。私立高校の平均授業料程度まで支給額が上がったことから、私立高校授業料の実質無償化と言われています。

所得の判定は下図の計算方法で行います。小規模企業共済やiDeCo、企業型DCの掛金等は課税所得を算出する際に所得から差し引きますので、ギリギリで対象から外れるという人は、可能であれば、これらの制度を利用して老後に備えつつ、支援を受けることを視野に入れてもよいでしょう。申込手続きについては、新入生は入学時の4月、在校生は収入状況の届出を行う7月に学校から案内があります。

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人（保護者）に代わって受け取り、授業料に充てますが、授業料と就学支援金

の差額が発生する場合は、生徒本人（保護者）が支払います。学校によっては先に授業料を全額徴収し、後から差額を還付する方法をとっている学校もあります。その場合は、還付時期を確認してください。

●自治体ごとに上乗せ助成あり

国の支援に加えて、「私立高等学校等授業料軽減助成金事業」により、各自治体でも助成金を支給しています。東京都では、年収目安910万円未満の世帯に対し、46万1000円を限度に助成を行います。ただし、保護者が実際に負担した授業料の額が上限です。通常、7月末までに申請をし、12月下旬に結果の通知と振り込みが行われますから、国の制度と違い、実際の授業料納付には間に合いません。

自治体ごとに助成内容は異なりますので、HP等で確認をしてみてください。

●大学等入学前に利用可能な貸付制度

大学等への進学となれば、入学時に納付する金額も大きな負担となります。AO入試や推薦入試は高校3年の8月から始まり、合格発表後1週間から2週間以内に入学金、施設費、前期授業料などの支払いを求められます。奨学金で大学の費用を賄おうと思っても、奨学金は入学後に受け取るものなので間に合いません。計画的に準備をすることが大切ですが、どうしても間に合わない場合に備えて、入学前に利用できる

貸付制度を知っておきましょう。

日本政策金融公庫の教育一般貸付、いわゆる国の教育ローンは、入学予定者の保護者が利用できます。ただし、子が1人の場合は世帯年収790万円（所得590万円）以内など、子の人数に応じた年収の上限額が定められています。受験前、合格前であっても申し込み可能ですが、入学資金として利用する場合は、契約時点で合格を確認できる書類の写しを提出する必要があります。

労働金庫（ろうきん）には「入学時必要資金融資」という制度があります。これは日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金（以下、特別奨学金）」の採用候補者に対し、労働金庫が融資をする制度です。特別奨学金とは、日本学生支援機構の奨学金を受ける学生を対象に、入学月の奨学金月額に一時金（10～50万円）を増額して貸与する利子付の奨学金です。国の教育ローンに申し込み、低所得を理由に断られた世帯の学生・生徒を対象としています。

特別奨学金は入学前に貸与されるわけではありませんので、労働金庫が入学資金として特別奨学金の額を限度に融資をし、進学後に振り込まれた特別奨学金で一括返済するというものです。具体的には、労働金庫に本人名義の奨学金振込口座を開設し、その口座に融資金を入金後、労働金庫から本人名義で進学先に振り込むという流れになっています。

都道府県社会福祉協議会が行う「生活福祉金貸付制度」には、他からの借り受けが困難な低所得世帯向けに、大学等に就学するための教育支援費（大学は月6万5000円以内など）、および入学に際して必要な経費として就学支度費（50万円以内）を無利子で貸し付ける制度があります。

いずれも審査期間がありますので、早めの行動を心がけてください。

（クルー 内藤真弓）

【 支援対象の判定基準となる計算式と支給額 】（2020年7月分以降）

住民税の課税標準額（課税所得額）×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ 両親2人の合計額を上記の計算式にあてはめる

●支給額

上記による算出額 < 15万4500円 ⇒ 39万6000円

上記による算出額 < 30万4200円（15万4500円以上） ⇒ 11万8800円

クルーレポート 第843号 2020年10月17日

無許可転載禁

生活設計塾

CLUE